

◎佐賀県条例第20号

佐賀県蜜蜂転飼条例の一部を改正する条例

佐賀県蜜蜂転飼条例（昭和31年佐賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(許可)</p> <p><b>第3条</b> 転飼をしようとする者は、毎年転飼しようとする蜜源ごとに、<u>蜜蜂転飼許可申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>転飼しようとする場所の土地の管理者が蜂場として貸与したことを証するに足る書面</u></p> <p>(2) <u>蜂場付近見取図</u></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による<u>蜜蜂転飼許可申請書</u>の提出期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 知事は、第1項の許可をしたときは、その申請者に対し<u>別記様式第2号の許可証</u>を交付し、その許可をしなかったときは、その申請者に対しその旨を通知しなければならない。</p> <p>6 略</p> <p>(変更許可)</p> <p><b>第4条</b> 養蜂振興法（昭和30年法律第180号。以下「法」という。）第4条第1項又は前条第1項の許可を受けた者が、許可事項を変更しようとするときは、その理由を記載した<u>蜜蜂転飼変更許可申請書</u>を、<u>転飼許可証</u>とともに知事に提出して許可を受けなければならない。</p>	<p>(許可)</p> <p><b>第3条</b> 転飼をしようとする者は、毎年転飼しようとする蜜源ごとに、<u>知事の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による許可申請書の提出期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 知事は、第1項の許可をしたときは、その申請者に対し許可証を交付し、その許可をしなかったときは、その申請者に対しその旨を通知しなければならない。</p> <p>6 略</p> <p>(変更許可)</p> <p><b>第4条</b> 養蜂振興法（昭和30年法律第180号。以下「法」という。）第4条第1項又は前条第1項の許可を受けた者が、許可事項を変更しようとするときは、その理由を記載した<u>変更許可申請書</u>を、許可証とともに知事に提出して許可を受けなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>2 略 (許可の掲示)</p> <p><b>第5条</b> 法第4条第1項又はこの条例による許可を受けた者は、転飼場所の見やすい箇所に、許可番号、養蜂業者の氏名又は名称及び代表者氏名、蜂群数並びに転飼の期間を記載した別記様式第3号の立札を掲示しなければならない。</p> <p><b>第8条</b> 検査員は、立入検査を行うときは、その身分を示す証票(別記様式第4号)を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。</p>	<p>2 略 (許可の掲示)</p> <p><b>第5条</b> 法第4条第1項又はこの条例による許可を受けた者は、転飼場所の見やすい箇所に、許可番号、養蜂業者の氏名又は名称及び代表者氏名、蜂群数並びに転飼の期間を記載した立札を掲示しなければならない。</p> <p><b>第8条</b> 検査員は、立入検査を行うときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。</p>

別記様式第1号から別記様式第4号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県蜜蜂転飼条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等について適用し、同日前に行われた申請等については、なお従前の例による。